弁護士報酬

法律相談料等

法律相談	法律相談料	初回：5,000円／30分 継続：10,000円／1時間
内容証明作成	手数料	5万円～10万円
調査・セカンドオピニオン（簡易メモ）	手数料	3万円／1時間
調査・セカンドオピニオン（意見書作成）	手数料	10万円～50万円

※上記金額には別途消費税が発生します（以下、同様です）。

裁判等（債権回収・損害賠償その他）

	種類	経済的利益の額	報酬額
訴訟事件	着手金	300万円以下の場合	経済的利益の8%（但し、最低額は20万円です。）
		300万円を超え、3000万円以下の場合	5%+9万円
		3000万円を超え、3億円以下の場合	3%+69万円
		3億円を超える場合	2%+369万円
	報酬金	300万円以下の場合	経済的利益の16%（但し、最低額は10万円です。）
		300万円を超え、3000万円以下の場合	10%+18万円
		3000万円を超え、3億円以下の場合	6%+138万円
		3億円を超える場合	4%+738万円
調停事件	着手金	訴訟事件の着手金と同様（事件の内容によって3分の2に減額することがあります。）	
	報酬金	訴訟事件の着手金と同様（事件の内容によって3分の2に減額することがあります。）	
示談・交渉事件	着手金	訴訟事件の着手金と同様（事件の内容によって3分の2に減額することがあります。）	
	報酬金	訴訟事件の着手金と同様（事件の内容によって3分の2に減額することがあります。）	

※　着手金とは、事件のご依頼時に発生する弁護士報酬であり、結果の如何に拘わらず原則として返金されないものをいいます。
※　報酬金とは、事件の終了時にその結果に応じて（例えば、判決で請容された場合や回収できた場合、若しくは相手の請求を減額できた場合等）に発生する弁護士報酬をいいます。
※　経済的利益は、以下のとおりです。
①金銭債権　　債権総額（利息及び遅延損害金を含む）
②継続的給付債権　　債権総額の10分の7。期間不定の場合は7年分の額。
③賃料増減額請求事件　　増減額の7年分の額
④所有権・登記手続請求権　　対象となる物の時価相当額
⑤遺産分割請求事件　　対象となる相続分の時価相当額
⑥遺留分減殺請求事件　　対象となる遺留分の時価相当額
⑦算定不能の場合　　原則として800万

契約書・規約の作成及びチェック

契約書・合意書・規約のリーガルチェック	定型の場合	3万円／1通
	高難易度の場合	5万円／1通
簡易な合意書の作成		5万円～10万円／1通
契約書・規約の作成	定型の契約書	10万円～30万円／1通
	非定型の契約書	20万円～50万円／1通
	利用規約	10万円～30万円
	プライバシーポリシー	10万円
	特定商取引法の表示	5万円
	ＮＤＡ	10万円
	システム開発契約	10万円～30万円／1通
	データ取引関連	10万円～30万円／1通
	ＡＩ関連	10万円～30万円／1通
	労務関連	10万円～20万円／1通
法律関係調査	サービス適法性チェック 関係法令のリサーチ	10万円～50万円

離婚・財産分与・婚姻費用・養育費・面会交流等

		着手金	報酬金	
離婚代理	交渉（協議離婚）	30万円	30万円	左記にプラスして経済的利益の１０％（財産分与の最低額は着手金と同額）
	調停	40万円	40万円	
	訴訟	50万円	50万円	
	上級審	20万円～	20万円～	
離婚協議書作成	手数料	10万円		

※　交渉（協議離婚）から調停に移行した場合の着手金は、差額の20万円のみが発生します。
※　調停から訴訟に移行した場合の着手金は差額の10万円のみが発生します。
※　親権に争いがある場合には、着手金・報酬金それぞれ20万円を加算させて頂きます。
※　委任事務の内容が復雑を求めるものに変化した場合でも、報酬金は発生します。
※　調停は5回を超えた場合に6回目から、訴訟は10回を超えた場合に11回目から2万円（消費税別）の出廷日当が発生します。

相続・遺言・遺言執行

遺言書作成	定型		10万円～20万円
	非定型	相続財産の額が300万円以下の場合	20万円
		300万円を超え、3000万円以下の場合	1%+17万円
		3000万円を超え、3億円以下の場合	0.3%+38万円
		3億円を超える場合	0.1%+98万円
	公正証書にする場合		上記に3万円加算
遺言執行	基本	相続財産の額が300万円以下の場合	30万円
		300万円を超え、3000万円以下の場合	2%+24万円
		3000万円を超え、3億円以下の場合	1%+54万円
		3億円を超える場合	0.5%+204万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者の協議により定める額	
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。	

破産・民事再生

任意整理・過払金請求	着手金	1社につき3万円
	成功報酬	経済的利益の10%～20%
自己破産	非事業者	同時廃止：30万円 管財事件：40万円～60万円
	事業者	50万円～100万円
民事再生	非事業者（個人再生）	30万円～60万円
	事業者	100万円以上

刑事事件

起訴前	着手金	20万円から50万円
	報酬金	不起訴・起訴猶予：30万円以上
		刑の減軽：20万円から50万円
起訴後	着手金	20万円から50万円
	報酬金	無罪：50万円以上 執行猶予：30万円以上 刑の減軽：20万円以上
保釈・勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立て	着手金	5万円
	報酬金	10万円
告訴・告発・検察審査の申立て	着手金	20万円から50万円
	報酬金	20万円から50万円